

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 労働省 令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（禁止行為）</p> <p>第五十二条の二十七の二 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇六 略」</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第五十二条の二十七の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇六 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この命令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。